

Title	人種差別撤廃条約と日本
Author(s)	村上, 正直
Citation	大阪大学, 2002, 博士論文
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/1521
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	むら 村 かつみ 上 まさ 正 なお 直
博士の専攻分野の名称	博 士 (国際公共政策)
学位記番号	第 17259 号
学位授与年月日	平成 14 年 7 月 22 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	人種差別撤廃条約と日本
論文審査委員	(主査) 教授 黒澤 満
	(副査) 教授 野村 美明 教授 床谷 文雄

論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、人種差別撤廃条約が定める実体規定のうち、特に日本と関連する重要な規定をとりあげ、その主要な解釈問題を検討するとともに、それに基づいて日本の現行法令や裁判例、日本の条約解釈などについて評価を行うものである。本稿は、序章、第 1 部「人種差別撤廃条約の概要と主要な解釈問題」（第 1 章～第 4 章）、第 2 部「人種差別撤廃条約と日本」（第 5 章～第 8 章）及び終章からなる。主要な検討の成果を 3 点に絞って示す。

1. 条約の定義規定（第 1 条 1 項）については、特に「世系 (descent)」という差別禁止事由について検討を加えた。その結果、この文言によって、インド社会にみられるカースト差別及び日本社会にみられる部落差別が条約の適用対象となると解釈することが妥当であるという結論を得た。その上で、これを認めない日本の解釈は妥当ではないことを指摘した。

2. 私人間の人種差別の規制義務を定める第 2 条 1 項(d)については、その主要な解釈問題を検討し、特に次のような結論を得た。①第 2 条 1 項(d)が定める私的人種差別の禁止義務は、私的人種差別の実行者に対して、少なくとも民事上の制裁を科すことを内容とする。②禁止義務の履行のための立法措置の要否の主要基準は、締約国内に継続的かつ相当規模で私的人種差別が存在するか否かである。次いで、これを前提として日本の現状を評価した結果、主に次の結論を得た。すなわち、日本には、私的人種差別が継続的に相当規模で発生していると推定でき、この状況に鑑みれば、裁判所による個別救済には限界がある。従って、そのような状況は、条約上、立法措置が必要な場合にあたり、包括的な私的人種差別禁止法が存在しない日本の現行法の枠組みは不十分である。

3. 人種主義的表現・団体の規制義務を定める第 4 条については、まず、第 4 条(a)及び(b)について特に次の結論を得た。すなわち、第 4 条(a)及び(b)は即時実施義務を定めるものであり、その実施に際しては、国内の人種差別に関する客観的状況又は表現・結社の自由を援用することによって、その実施の範囲を自由に決定することはできない。日本の現状については、特に日本が付した留保について検討し、これが正当かつ有効な留保であるとの結論を得た。

また、第 4 条(c)については、特に、第 4 条(c)が定める「助長」は、行為者の側に人種差別を誘発させようとする意図の存在を要しない概念であることを指摘した。また、日本との関係では、いわゆる「石原発言」をめぐる人種差別撤廃委員会の指摘に対する日本の反論について検討を加え、その結果、日本の反論には理由がなく、「石原発言」は第 4 条(c)の規制対象となる行為であり、日本はこれを「認めない」義務を負うにもかかわらず、これを履行していないことを指摘した。

最後に、終章において、現在の日本において早急に実現される課題は、包括的な私的人種差別の禁止法の制定と、

関係公務員に対する積極的な条約周知の努力であることを指摘した。

論文審査の結果の要旨

本論文は、「人種差別撤廃条約」が定める実体規定のうち、特に日本と関連する重要な規定を取り上げ、その主要な解釈問題を検討するとともに、それに基づいて日本の現行法令や裁判例などを評価するものである。第1部では、人種差別の概念、実体規定の構造と留保、私人間の人種差別の規制義務、人種主義的発言・団体の規制義務について、条約の形成過程から人種差別撤廃委員会における議論まであらゆる要素をふまえて、条約義務の内容を明確にする。第2部では、以上の検討を基礎として、日本における重要な諸問題として、「世系 (descent)」の概念に部落差別が含まれることを指摘し、私人間の人種差別に関する日本の判例の検討の後に立法措置の必要性を指摘し、人種主義的表現・団体の規制義務との関連で表現の自由からの日本の留保の許容性を指摘する。最後に今後の課題として、包括的な私的人種差別禁止法の制定と、関係公務員に対する積極的な条約周知の努力を挙げる。

本論文は、人種差別撤廃条約に関する包括的な研究であり、日本において最初のものであるばかりではなく、その分析の緻密さや法的議論と政策的議論を厳格に峻別している点などからして、きわめて説得力ある議論を展開している。厳格な条約解釈を提示した上で、日本の状況进行评估し、新たな方向性を示している点からも、本書における研究はきわめて重要で有意義なものとなっている。

本論文の主要な部分はすでに国際人権法学会や国際法研究会などで報告し、高く評価されてきたものであり、人権問題全般、特に人種差別撤廃条約の研究に邁進してきた成果の集大成である。本論文は日本の学界のみならず、世界の学界に寄与するものであり、また実践的な意味からは日本政府の人権政策にも大きな貢献をなすものである。よって、本論文は、博士（国際公共政策）の学位に十分値するものであると判断する。